

質問

60代の父親が肺腺がんの診断を受けました。医師からは、転移もあって手術はできないと聞いています。先月から外来通院で抗がん剤治療(カルボプラチン、アリムタ、アバスタチン)を開始しましたが、医療費が高額で驚きました。治療効果がある限り治療を続けることの説明も受けましたが、あまり金銭的な余裕がないため治療を続けていけるか不安です。何か良い方法はないでしょうか。



答え

最近では、外来通院で抗がん剤治療を受けることが一般的になっていきます。抗がん剤の中には高価なものもあり、高額な医療費負担がいつまで続くかわからず、不安に思われているように感じます。



福田 直也

徳島大学病院がん診療連携センター医療ソーシャルワーカー

治療費高額 継続に不安

医療費の自己負担額が高額となった際に利用可能な制度として、公的な医療保険制度の一つである高額療養費制度があります。この制度を利用すると、1カ月当たりに支払った医療費の自己負担金が一定の金額(自己負担限度額)を超えた場合に、払い戻しを受けることができます。

既に支払った医療費は、1カ月ごとの領収書を用意して払い戻しの申請をすれば、約3カ月後に自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。申請の窓口は医療保険の保険者(保険証に記載)です。医療保険の保険者は、ご自身の保険証に記載されていますのでご確認ください。なお、払い戻しの申請は2年前の医療費支払いまでさかのぼって行うことが可能です。

利用をお勧めします。この認定証は、診療月から過去1年間に高額療養費制度の支給を3回以上受けられた世帯のことで、4回目以降は自己負担限度額が引き下げられます。

また、高額な治療が長期で続いても、社会福祉制度など、患者の状況によって利用可能なものもあります。受診している医療機関の相談窓口か医療ソーシャルワーカーにご相談ください。



イラスト・大塚 吉雄

限度額超えれば払い戻し

質問募集 がんに関する悩み「徳島がん対策センター」がお答えします。質問内容を詳しく書き、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記し、〒770-8572 徳島新聞社文化部「がん相談」係へ。紙上に住所、氏名、電話番号は掲載しません。同センターへ電088(003)9438でも平日午前8時半〜午後5時に受け付けています。

ワーカーに相談してみたいかがでしょうか。医療ソーシャルワーカーは、療養中の経済的、社会的、心理的問題の解決や調整の援助を役割としていきます。不安や悩みがあればいつでもご相談ください。問題について一緒に考え、解決のお手伝いをさせていただきます。